一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可
発行所＝社会通信社　発行人＝滝野　忠
東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四　電話（03）3377―4649　FAX（03）3299―5367
振替＝〇〇一〇〇―九―五八四三一　労金＝東京労金本店No 1154163
購読料＝月額600円　6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■
職場の搾取―現代と「宣言」の時代……2
参院選のゆくえを占う……3
「五・二八判決」と新たな段階での国鉄闘争―原則をふまえたたかえ―　山下　俊幸……6
今、ソニーの職場では―史上最高益をだしている職場の中で―　東　健治……10
高齢者いじめの介護保険制度　浦田　秀夫……13
マルクスとヘルダーリン……15
読者からのおたより……16
編集部だより……12

旬刊 社会通信

NO. 709

一九九八年七月二一日号

一九九八年七月二一日発行
（毎月一日・一一日・二一日三回発行）

■巻頭言■

職場の搾取―現代と「宣言」の時代―

服務規律（モラル）の名のもとに、日常作業の権利、慣行見直し攻撃が激しさを増しています。「命令と服従」、「恫喝」のオンパレードです。具体的には―

①仕事場ではサンダルはダメ、運動靴をはきたければ、「許可書を書け、理由、期間も」とせまる。②ワイシャツの腕まくりには「厳重注意」、そして制服、制帽の「絶対着用」、さらにネームプレート着用の「強用」。③休暇取得への徹底した管理。二日前、前日の休暇申請にも一言の小言。その一方で、時間外の平均化をいう。④退出点呼の管理。点呼者がいなくてもどこかで見ているとうそぶく。⑤業務中の生理現象に、報告書提出の権利無視。⑥銀振りの強要。しないと昇職・昇格させない。〇〇賞をもらえなくなると恫喝をかけてくる。⑦決まりだから、規則だからをタテに指導強化、⑧作業基準にない、独善的指導の乱発、⑨組合掲示板の規制、等々。

会社のやりたい放題の見直しで、このままでは休暇取得、時間外制度見直しどころか、会社的常識の洗脳で文句の言えない社員づくりを許す結果になってしまいます。こんな会社のやり方に組合員は①危機感をもつ仲間、②いたって平然と自分中心に考える仲間、③会社の主張に耳を貸す仲間とさまざまです。ただ言えることは「何とかなる」の身勝手的な安堵感に終始しているのが昨今の特徴です。

今、私たちは「共産党宣言」を学んでいます。「宣言」は一八四八年の著作で、封建制から資本主義が雄々しく生まれ出た時に書かれています。今から一五〇年も前のこの本に、現在の私たちの職場状況が、こう書かれているのに驚かされます。

「近代的工業は、家父長制的な親方の小さな仕事部屋を、工業資本家の大工場に変えた。工場のなかにつめこまれる労働者群は、兵隊と同じように組織される。かれらは下級の産業兵として、下士官や士官の完全な階級組織の監視のもとにおかれる。かれらはブルジョア階級、ブルジョア国家の奴僕であるばかりでなく、毎日毎時、機械によって、監督者によって、なかでも製造家たる個々のブルジョア自身によって奴僕化される。この専制は、営利が自分の最後の目的だとあからさまに公言するようになればなるほど、ますますけちな、ますます意地きたない、ますます腹立たしいものとなる」（岩波版、四九ページ）。

さらに次の一節は、税制、社会保障、今日のわれわれの生活を考える上で興味深い。

「手の労働に必要な熟練と力わざが少なくなればなるほど、すなわち近代的工業が発展すればするほど、男子の労働は、ますます婦人（および児童）の労働によって押しのけられる。性や年齢の差違は、労働者階級にとっては、もはや社会的重要さをもたない。あるのは労働用具だけ、年齢や性によってそれぞれ費用の異なる労働用具だけである。

労働者が自分の労働賃金を現金で受けとって、工場主による労働者の搾取が終わると、その時、かれらには、他の部分のブルジョア階級がおそいかかる、すなわち、家主、小売商人、質屋等々が」（同）

古典はいろんなことを教えてくれる。しかし同じ資本主義でも時代は違う。そこを考えるのがまたおもしろいと思うのだ。

（T）

参院選のゆくえを占う

編集部から、「参院選投票日までに発行する。参院選総括の資料となるよう、参院選の焦点、さらに結果をふくめ書け」と依頼があった。編集者の意図は、「こいつはどれほど力があるのか試してやろう」であることは明白。売られた喧嘩（けんか）は買う他ない。どれほど総括の材料となるかは心もとないが、結果をふくめ、考えるところを記（しる）す。

二〇世紀最後の国政選挙？

今次参院選は二〇世紀最後の国政選挙となる可能性大だ。第二次世界大戦後はじめて小選挙区制でおこなわれた衆院選は九六年一〇月だから、任期は二〇〇一年一〇月。次回参院選は三年後の二〇〇一年となる。

「一寸先は闇」が政界のたとえだが、現情勢全般にもそれは当てはまる。何が起こるか分からないことを前提にしても、自民党は二〇世紀中に衆院の解散・総選挙に打って出ることはあるまい。とりわけ、参院選結果に自民党がほくそ笑むことになれば、なおのことそうである。自民党は「落ち穂」拾いで、衆院単独過半数を揺るぎないものにできる。賭けに打って出る必要がない。さらに、橋本六大改革の目標は二〇〇〇年から二〇〇一年だから、なおさらそうである。

おれたちの生活をどうしてくれる

過日取材を終えてタクシーを拾った。タクシードライバーは職種がら、テレビでおなじみの評論家より舌鋒ははるかに鋭い。運ちゃん曰く。「ＮＨＫニュースは〝選挙の争点は自民党の過半数なるか〟というが、おれたちの関心は自民党が勝つかまけるかじゃねェ。生活がどうなるかだ。今のマスコミは狂っている」と。

働く者には全面的な「かれん誅求」が襲い、大企業には借金、不良債権をチャラにする「棄捐（きえん）令」、「徳政令」の大恩赦。こうした状況下、二十一世紀の枠組みを決めるのが参院選だというのに、〝燃える〟気配は、選挙戦が開始された今もまだない。

投票率が今後の政治のカギ

選挙戦最大の焦点は投票率。調査結果はどれも〝史上最低〟を示唆する。内閣支持率、自民党支持率は、一九八九年の「山が動いた」ときと同じ（「朝日」六月二三日付調査）というのに、なんで自民党批判が野党支持につながらないのか。

政党・政治家に理念と理想がなくなった。まず「ドロ船」自民党から自民党議員が逃げ出した。ところが、自民脱党派に野党が相乗りしてしまった。仲人はユニオン連合というピーマンである。「ピーマン」に振り回される政党・政治家に労働組合員がまず愛想をつかし、それが全国民に伝染した。それが、現政治情勢最大の特徴である。

与党と野党の間に「かき根」がなくなった。怒りをもっていく場が消えてしまった。その最大の責任は旧社会党、土井さんと村山さんにある。お二人は日本国憲法の「理念と理

想」を消してしまった。それによって、第二次世界大戦後の政治的対抗軸がなくなった。

私は投票率の行方に注目したい。いわゆる投票率は四〇％強。下馬評どうりだと閉塞状況はしばらくつづく。それを上回った時、変化の兆しは近くなる。そして新社会党が政党要件を満たし、比例票で共産党が民主党を上回ることが、閉塞状況打破の第一歩となる。

自民党は複数擁立で攻勢に

各党はどうたたかっているか。党の政策がはっきりしているのは共産、そして新社会。自民は野党のだらしなさ、緊張感喪失から「分裂後遺症」を克服、守りから攻めに転じた。その象徴が二人区以上で複数擁立したことだ。例えば二人区一八中九、三人区五中三というように。その結果、新進党に名をなさしめた前回と変わり、候補者は二〇名増の五七。これは八六年の五八人に次ぐ大量擁立だ。

選挙戦術も策をこらしている。自民党三候補を無所属（岩手、岐阜、三重）とするばかりか、激戦が予想される都市部選挙区（三人区の大阪、二人区の北海道、千葉、京都、兵庫、福岡）では公認候補を一人にしぼり、必勝態勢を敷く他、無所属候補擁立で複数当選（宮城、愛知、長野、岡山、新潟）をねらう布石である。

筋とうす新社会、共産

〝自・共対決選挙〟をキャッチフレーズにする共産は、全選挙区に候補を擁立。比例票を中心に、選挙区（埼玉、神奈川、東京、兵庫、大阪、京都）で必勝態勢をしき、一名区高知、沖縄では無所属を推薦。野党で全選挙区に候補を建てているのは共産だけである。

新社会党は選挙区一三、比例区三、推せん一（沖縄）で二％条項突破（存続）に全力をあげる。

候補者調整失敗に苦しむ民主、ズルイ公明

政治不信を増長させた「政党・政治家の離合集散」を選挙戦で再現しているのが民主、公明、社民、自由の野党。

もっとも巧妙かつズルイのが公明、すべての政党に「保険」をかける。公認は東京、大阪の二人だけ。推せんパターンは対民主七、対民主・社民二、対民主・自由四、対民主・社民・自由二の四パターン十五選挙区。必勝区は埼玉、神奈川、福岡の三つの選挙区で、埼玉、福岡の候補者は当選後に公明に入党の予定といわれる。また、「非自民・非共産」統一候補となった千葉現職（無所属）は、六年前の参院選で公明比例区で当選した人物。「自主投票」でさらに自民にも愁波を送るという念の入れようだ。

哀れをとどめるのは民主党。上記対公明の他、対社民・自由二、対社民一〇と二七選挙区で協力関係をつくった。内訳は公認一八、推せん二一で空白区は八つにのぼる。これでは自民に競り勝つことはとうていムリ。それどころか重要選挙区、三名区の神奈川、愛知、埼玉、二名区の岐阜、岡山、福岡で候補一本化に失敗。「菅・民格差」ならぬ「烏合（うごう）の衆」ぶりを露呈したかっこうだ。

民主の混乱に拍車をかけるのが、ユニオン連合。連合は民主公認の二一人を推せんする

他、二三人を推せんした。内訳は公明二（東京・大阪）、自由一（和歌山）だ。連合内の政党支持の「又裂け」ぶりが民主に反映したといえるだろう。それを象徴するのが民主党の比例区順位、「確実」とされる上位一〇人中労組出身者が七人を占めた。これによって、民主内部の矛盾（旧総評・同盟間、旧自民勢力と旧社会・民社間）は選挙中にもかかわらず増大している。

旧自民勢力の自由党は選挙区候補わずか九、つい先ほどまで「小沢大国」といわれた岩手でも候補擁立できなかった。さきがけは選挙区ゼロ。参院選後、自由、さきがけは解党となる。社民党は公認、選挙区二〇、推せん二〇。比例票がたよりとなる。

不在者投票緩和で投票率は―

参院選この他の特徴はいくつかある。第一は選挙法改悪で供託金等が高くなったこと、届け出政党の条件が厳しくなったことにより、立候補者数、届け出政党ともに激減した。候補者数は六七〇人（八九年）から六四〇、五六七へ、そして今回は四七四人。政党数は四〇から三八、二三、そして今回一四政党へというように。

二つは無所属候補の増加だ。自民系三、「非自民」系二九。しかし、「非自民・非共産」統一候補は千葉、京都、三重、石川のたった四選挙区、「反自民・革新」統一候補は沖縄だけ。ここにも参院選が全国的に盛り上がらない背景がみえる。

三つは投票率向上のため投票時間が二時間延長されたことに示されるように、不在者投票が柔軟化されたことだ。過去の不在者投票数は一九五万（九五年）、二四四万（九二年）、二五三万（八九年）。選挙戦から一週間、不在者投票は前回の六倍強との報道がある。不在者投票条件緩和と投票時間延長で投票率がどれだけ上がるか。

四つは女性候補の増加とタレント候補の減少だ。女性候補は社民、共産、諸派で一一〇人中七三人を占める。自民四、民主九、公明六だから当選者にしめる女性の割合は変わるまい。タレント候補は、かつてのように一人で一〇〇万票をはるかにこえる票を集める「国民栄誉賞」的候補がいなくなったことが、そうした印象を与えるのだろう。

選挙区比例区の特徴点

参院選結果はどう予想できるか。改選数は選挙区七六人、比例区五〇人の一二六人。参院定数は二五二人だから過半数は一二七人。各党非改選議員は自民五八、民主二〇、公明一三、社民・共産八、自由六。改選議員は自民六〇、民主一八、公明一一、社民一二、共産六、自由五、他。自民が参院で単独過半数を超えるには非改選五八に六九が必要となる。

参院選四七選挙区中一人区は二四、二人区は一八、三人区は四、四人区は一。各党はどれほどの当選者が見込まれるのか。一人区では自民党以外に当選確実者は見込めない。注目区は高知（共産・無所属）、沖縄（新社・社民・共産、無所属）、石川（「非自民・非共産」、無所属）の三選挙区となる。二人区では公明必勝区が福岡、共産が京都、兵庫、宮城、福岡。民主で可能性ありが北海道、兵庫くらい。民主は福岡、岡山、岐阜で候補者一本化に失敗したのがひびく。こうみると、二人区でも自民党が強そうだ。

三人区以上は有力候補が目白押し。三人区（神奈川、愛知、埼玉、大阪）では、共産、

公明がからむ。民主は神奈川、愛知、埼玉でやはり複数公認・推せんできびしい。他方自民は大阪で公認を一人にしぼり、神奈川、愛知、埼玉では公認二名を競わせる。四名区の東京も同じ傾向にある。

無所属候補で有力とされるのが岩手、三重（一人区、自民系）、沖縄（革新）等。二人区では「非自民・非共産」の千葉、福岡（いずれも公明系）、京都（民主系）。三人区では愛知（自由党系）、大阪（西川きよし）。

比例区は前回とちがい新進は消滅、公明が復活し、社会は社民と名を改めてはじめての選挙、民主は文字どうりはじめて選挙の洗礼を受ける。

前回は新進一二五〇万（一八）、自民一一〇九万（一五）、社会六八八万（九）、共産三八七万（五人）、さきがけ一四五万（二）、二院クラブ一二八万（一）、平和・市民三七万だった。新進票は五〇〇万の公明票を中心に民社党一五〇万、小沢派の旧自民票プラス浮動票とみられる。自民の一一〇〇万票を裸の票とすれば公明、民社（友愛会）の七〇〇万票を除く、五〇〇万がどう分解するか。さらに社会党六八八万票がどうなるかが、比例区最大の焦点となる。なお、投票率四五％で投票総数は四五〇〇万、同四八％で四八〇〇万票である。

「五・二八判決」と新たな段階での国鉄闘争

―原則をふまえたたたかえ―

いくつかの感想

判決を受けての私の感想から申し上げる。昨年五月二八日に一一部で結審と同時に和解勧告が出された。この和解勧告は、和解訴訟の当事者は中労委（補助参加人として国労）とJRの三者ですが、それに清算事業団を加えた。法律上で言えば、当事者でないものを勝手に和解の席に引っ張ってくることはおかしいことで、その段階できわめて政治的な色彩が強くなったことを指摘した。

同時に、政治の課題になったことをつくづく思った。今回の一一部の判決は、和解勧告の流れにそった内容になっている。反省しているが、今でも「一勝一敗論」を言って歩いている人もいる。一九部が勝っているかのように言うのは、運動を進める上で混乱を起こす。今度の判決は大衆運動の面では、活用できる部分はあるのだから、そこと切り離して見なければならない。

昨年五月二八日和解勧告、さらに七月一七日、一九部の求釈明で勝てると国労・弁護団は読んだ。一九部では設立委員の任務に着目し、その様な主張や立証をすれば不当労働行為を認めると言われたのだから、主張・立証すれば勝てるといった。和解勧告、求釈明はなんであったのかとの読み、検討が深い議論が不十分であった。中央共闘代表者会議でも判決の議論を弁護団だけに任せるのではなくして、われわれも含めて徹底的におこなう必要を提起した。

九州佐賀集会で石井弁護士の話を聞いたが、いろいろな話を聞くと認識がどんどんと深まっていく。五・二八和解勧告、七月一七日の求釈明について短絡的、楽観的な位置づけをしてしまったけれど、そこでの情勢分析をもっとしておかなければならなかった。

二つ目は、この事件の性格は、国家的不当労働行為という事実、国の犯罪である。国の犯罪

である事件を、国家権力の一翼をになっている裁判所が裁くのですから、どうなるのか目に見えてわかる。ただし、向こう側の引き起こした事件ですから、向こう側の矛盾の調整でもある。どこかで収拾しなければならない問題であるわけです。どのような調整をするか、ひじょうに興味があった。勝つ準備はしていましたが、負けるときの準備はほとんどない。それを心配して五月五日に、〝一抹の不安がある〟と慎重な言い回しで「負ける」ことを書いた。

五月六日に、ある人が電話をしてきて、「負けだ」、記者たちは負けで記事の準備をはじめた。一三日にいたって、負けることを前提として次の話が進んでいる状況などを見て、負けだと認識しました。

法律上の名簿作成段階の問題、不採用という設立委員がおこなった行為となっていますが、法律の問題と大衆運動を切り離して考えてみる必要がある。JRであれ、国鉄であれ結局は同じである。誰が考えても一体であり否定できない。民間では背景資本であると取引銀行でも抗議の対象先にするが、北海道・九州の場合一〇〇％資本金を清算事業団がもっている事実です。JR東日本でも三八％もっている。しかも人事権を政府が握っている決定的なことがある。

国鉄改革法二三条では別人格かもしれないが、実態としてどうなのか。株主総会で言うが、松田・葛西などは国鉄改革三羽がらすと言われた者たちで、幹部なのである。ある時には採用者名簿を作る側（国鉄）にいて、四月からはJRにて採用する側となっている。名前が変わったら責任をとらなくてよいのか。法律論に巻き込まれるのではなく、事実や実態をつうじた論争をやっておく必要がある。

国鉄とJRは誰が考えても一体であるしかない。われわれが認識しておくことが大事であると思う。

東京地裁民事一一部と一九部の判決を合わせて考え、その後の運輸大臣や自民党の動き、流れを見てみますと、動きが非常に早い。これは解決に向けての向こう側の基礎的な枠組みを、内外に示したと言っていいと思う。会社側の考え方を示した。この流れは、かつての「中労委五・二八解決案」、中労委命令から一歩も出ていない。細谷私案というものも含めて、一連の解決に係わるようなものを調べてみると、ほとんどその枠を出ていない。

今回の判決は、昨年の和解勧告、求釈明の通りであるし、その域を出ていない。だからこそ、慎重に読んでおく必要があったのではないかと私は思っている。

運動として考えてみると、昨日（六月十九日）、高崎では千名以上の大集会があり申し上げてきたが、この事件は今度の判決で国労の手を一度離れただろうと思っている。労働界全体のなか、非常に小さな国労の闘いとして、矮小化されていましたが、労働委員会の問題として言えば、労働法制の規制緩和・労働法の改悪の流れ、いつかくるであろう労働法の改悪、労働委員会の不要論が経営側から指摘されているわけで、今度の問題を通じて労働委員会が不要だとなれば、国労だけの問題ではない。国労闘争から全労働者の闘いにどう高めていくのか、この闘争、判決で教えたのではないか。

きちんとした構えをつくる

この判決が出たあと、翌日には藤井運輸大臣が四項目の提案を行いました。分割・民営

を認めろなどあるが、ここで面白いのは「機関決定しろ」というのがある。機関決定というのは藤井が知っている用語ではない、労働用語である。どこかで官僚が作った文章である。機関決定という言葉にひじょうに興味がある。

二つ目には控訴をするな。三つ目にはＪＲ総連、ＪＲ連合と仲良くしろ。これと仲良くしろというのは大変なことで、憎み合って離婚した女房ともう一回仲良くしろと言われているのと同じで、縒りを戻せと言われても大変なことである。

最後に、清算事業団相手に訴訟を起こしてくれといっている。これは昨年五月二八日の和解勧告と同じ流れのなかにある。かいつまみ説明すると、ＪＲに責任があるとなった場合には、バックペイ含めて四百から五百億円はかかるだろう。いまのＪＲ北海道が持つ余裕はない。民間会社となったＪＲに、二百億の金が出せるわけはない。清算事業団から出すには、裁判を起こす以外にはない。政府が乗り出す方法としては、一番わかりやすい方法である。

今度の判決は、向こう側が解決に向けてやりやすい条件を作った。しかも、判決の翌日には反応した。六月一日になって、山崎自民党政調会長が社民党をつうじて言ってきたが、このこと事態が国家的不当労働行為である。運輸大臣が「国労の基本的な路線や方針」に口をだし、控訴することは法律で認められているのに「控訴するな」、「機関でこの内容を決定しろ」などはいらぬお世話である。それこそ介入である。これ以降、ドロドロとした動きを示していくだろう。

株主総会には、事前質問もだし、株主提案で一〇項目提案して株主に配られています。一〇人の株主で株主代表訴訟を起こしています。いま反応してきているのは、自民党側からは「株主総会を自粛してくれ」、八月三〇日の労使正常化に向けた申し入れは、不十分だから踏み込んで表明すべきだ、簡単に言えば機関決定しろと言うことである。

これからは踏み絵、ハードルがどんどん来るだろうと見ておかなければならない。したがってわれわれの側が、この闘争に対する基本的な立場を堅持しておかないと、揺さぶられることになる。昭和電工争議の時、東京総行動で本社前にいったとき、会社は「効き目がない」と言っていたが、解決に向けた話し合いに入ったときに「止めてくれないか」と言われた。引いてから何かが出てくるのではない、何かが出てくるのであればそれから考えてもいい。四項目も引いてほしければ向こう側が条件をだせばいい。始めからすべての条件整備をやられたのでは、国労はもたないだろうと率直に思います。

分割・民営は何だったのか。国労解体、総評労働運動をつぶすためにあった。その過程のなかで百数名余りの自殺者、差別、処分、不当労働行為など日常的な弾圧、家族を含めた困難な状況のなかでずうっと置かれてきている事実は打ち消せない。闘争団で考えてみれば、一一年間の思いを解決するには、ＪＲに戻る以外にしかないんです。ここを中心にすえながらの構えがないと、柔軟な対応はできない。きちんとした構えがあって、交渉自体は柔軟であっていいと思います。

不当労働行為を免罪しない

今年一〇月に清算事業団がなくなるのが、第二ラウンド。新しい局面になる時期になる。この段階に向けてどのような運動を作っていくのか、一つの課題がある。

今回のマスコミ報道は、二つの問題を提起していた。一つは、労働委員会制度の危機。二つに、政治的解決しなさいといっている。政治解決する中身に、「人道上」という言葉を使っている。「人道上」に引きづられたら解決水準はおのずと下がる。頭を下げて、何かをもらうという問題ではない。不当労働行為というあってはならない犯罪行為によって損害を受けたのですから、現状回復させてもらえばいいわけで、何かをしてもらうと言うことではない。

人道上ではない。一方で犯罪者がいるということを、不当労働行為を免罪してしまってはいけない。「国労のゴネ得ではなく、不当労働行為のヤリ得を許すな」ときちんと言えばよい。国鉄とＪＲは法律では別かもしれないが、夜行列車を運転していた運転手はいつからＪＲ社員に任命されたのか。制服はどこで着替えたのか、そんな馬鹿げた論議をする必要はない。

「国労的労働運動」とは

国労攻撃は日本労働運動をつぶすためにおこなった。労働運動一般をつぶそうとしたわけではない。総評労働運動、言いかえれば国労的労働運動である。分割・民営化に反対する「反合理化闘争」だ。労資共同宣言に反対した「階級闘争」だ。国労の「職場闘争」である。これを潰そうとしたのだ。これを守る守らないの攻防が、修善寺大会である。修善寺大会から一二年たって、国労の基本的な路線は堅持されているのか。ある意味では職場闘争を圧殺するような動きはないのか。

地方にいって、私のぶつかる点である。私は少数労働運動をしてきましたから、徹底的に告発闘争をし、自主検診闘争から認定闘争、さらに進めて補償闘争、職場改善闘争として進めていくわけです。ある意味では、少数派労働運動をやってもいいのではないか、それが職場闘争ではないのか。会社との関係が悪くなるから止めてくれとなる。会社との関係とは何か、国家と喧嘩している、労使関係ではない。

階級的闘争路線とは何か、国労の修善寺大会とは何だったのか。そこがないと大衆運動を作っていく場合に、偽物の大衆運動になっていくであろう。問題は闘う主体です。とにかく初心に返るしかない。出たものを何でも飲もうとしていた人たちも、あまりにも大きすぎて飲みきれなかった。

飛びつこうとしていた連中が飛びつけない、高いハードルをやられた。ハードルは出てくるは、踏み絵は出てくるは、こっちが強気になれば取っ払ってくる。それが敵との攻防なのである。我々が前に出れば必ずハードルは下げてきます。

原則に返って…

相当なショックがでたことは間違いがない。九州は佐賀と直方に、北海道は稚内、音威子府に行ってきました。闘争団の動揺は一応おさまったと見ていいだろう。

私が闘争団に言っているのは、国労の三万円カンパを辞退してでも闘いを作るべきだ。辞退してもいいように組織的自活体制をたかめる努力をしなければならない。連帯する会など会員拡大も含めて、大衆的な広範的な支援者によって補填していく運動を起こしていく必要があるのではないか。したがって、一〇月頃までいろいろな意味での戦線の再整備

をしなければならない。縮小再整備という意味ではない。
場合によっては〝独走も持さず〟との体制がなければ、妥協もできないのではないか。妥協する条件もでてこないのではないか。要求を一〇〇％取るまで闘えという気はありません、妥協していいと思っています、今のままでは妥協できる時期はきません。妥協できるものは出てこない、次々ハードルの前で右往左往することになる。妥協できるハードルを引き出すためには、原則に返って強固な原則論にたった闘争を展開するしかない。原則的な闘争のなかで妥協という問題が展開してくる。

（山下　俊幸）

今、ソニーの職場では

―史上最高益をだしている職場の中で―

この不況の中で業績が絶好調であることもあってソニーに関する書籍が多く発行されている。「なぜソニーは人気があるのか」「ソニーの法則」というタイトルもある。そのソニーの職場の中から見聞きし、感じたことを文章にしてみる。その内容は民間企業の多くのところで起っており、社会全体の労働現場をあらわすことになるものと思う。

絶えることのないリストラ問題

まず、職場全体の実態を知るために春闘要求を前にしたソニー労組品川支部の合同職場会で話されたことからはじめる。リストラ問題から話が始まり、働いていた職場が消滅し異動先も決まらないまま人事部扱いになっている二人の女性組合員がいるという。私が二年前まで働いていた羽田テクノロジーセンター（テック）で起っている問題で、当事者から今年に入って仕事がなく不安な状態で毎日を過ごしていることが話される。

次の報告はソニー労組の拠点職場（会社の組合対策として組合員が意識的に集められた職場。一二〇人中二一人の組合員がいる）になっている事業部でのできごと。コンピューターの二千年問題から量産発注システムの関連業務が筑波にある関連会社に業務移管されるという。問題はそのことをきっかけとしてなしくずし的に職場全体が動かされる可能性があるから組合としても軽視できない。

三番目の報告はテレビ関係の職場である大崎テックで、アシスト業務をしていた女性たち二十数名が一つの職場に集められて応援という形で毎日他の職場にいかされているらしいという情報である。この大崎テックは、これまでソニーの中核としてのテレビラインがあったところ。それゆえソニー労組員が排除されつづけた工場でもあった。量産ラインが地方、海外へと移ったのはかなり前のこと。試作ラインもついに無くなり完全に技術センター化したことによりこれまで部品管理、試作業務に従事していた人たちの問題である。これまで蓄積した知識に関する仕事を取り上げられて困惑している姿が目に浮かぶ。

その後、組合員からの発言へと移る。まず、派遣社員が多くなっているという発言がある。このことは、門前ビラをまいていて感じることである。正社員以外の白い社員証をだして構内にはいっていく人が数％のレベルと思われる。会社にとっては必要に応じて増減できる派遣社員制度は魅力であるが働くほうから見た場合、確実に労働条件の低下となる。

合同職場会はその後、五年契約制度が導入されるという新聞報道についての質疑があり、すでに導入されている裁量労働制もあり雇用形態の自由化が既成事実化されていると実感した。

「誰でも二万円以上、平均で三万円以上の賃上げを！」

ソニー労組の九八年春闘議案が合同職場会のレジュメになっていた。その特徴点は①賃上げ要求と共に夏冬の一時金要求がされていること。これはソニーの電機先取りの政策であり、組合として反対にもかかわらず九八春闘から要求せざるを得なくなっている。会社としては闘いの場を少なくすることと、賃金を年収で考えることへの移行措置であろう。②賃上げ要求一万円＋八％であること。

この要求額が高いか、妥当であるか、この数年実際の賃上げが五％以下となっていることから、考えが分かれるところである。

ソニー労働組合では千枚に及ぶ要求アンケートを集めて要求の基礎データーとしているが、九八年の要求額はソニーの絶好調の業績にもかかわらず社会全体の不況感に影響されて、賃上げで昨年と同レベル、一時金では昨年を下まわってしまっている。ソニー労組ビラ（三月四日付）に「不足額（残業なしとして）」と「賃上げ要求額」を比較したグラフがある。それを見ると、要求が生活費から見た場合きわめて控えめであることが分かる。同ビラのトップタイトルにある「誰でも二万円以上、平均で三万円以上の賃上げを！」は職場の労働者からみれば妥当であると思われる。

身近で多い退職の動き──狙われる管理職

二月の最後の金曜日が三六年間羽田テックで働いたAさんの最後の日になった。Aさんは私と同じ年齢で六〇歳の定年まであと四年を残している。働いていた職場が消滅、移動先を提示されずに、「自分で引き受け先をさがして」と言われたという。定年まで働きたかったが子どもも独立しているし、と本人は語っていた。二四ヶ月分の賃金が保証されるセカンドキャリア制度を適用して退職の形をとったのだ。今後については再就職のための学校に行くと言っていた。

二月二八日の退職慰労会はバッティングがあり参加者が少なかった。羽田テックに以前に管理職として働いていた二人の退職慰労会が共催で行われていた。社内誌によると二月二八日付けの管理職の退職者は一〇名にもなっていた。

そして三月に入ってのある日、会社の前で私と同期入社だった、Uさんに会ったところ、「おれ三月で会社辞めるから」と言う。「辞めさせられるのだ」ともいった。労働組合を必要としないくらい強かったUさんもか、と思う。私の身近でこんなに退職の話があったのは初めてのこと。

各職場が独立採算制になって経費を浮かせるため、年功序列賃金によって比較すれば高い賃金になっている中高年は第一の標的となる。特に管理職になっている人たちは厳しいものがある。「マネージメント能力はいりません。あなたは何が出来ますか！」「賃金に見合った能力を発揮していますか！」このナイフの切っ先のようなセリフを突きつけられて多くの管理職がストレスを蓄積している。

四五歳研修にいってきた課長職の人にどんな話がされたか聞いたところ、「あなたたちはソニーという名前があるから社会に通用している。自分の力で社会に通用するだけの能力を持つべき」「これ以上出世する人はごく少数。そのことを見きわめて人生設計をしてください。定年後になってからの地域活動は困難です」と言われたという。

続く組合加入の動き

Aさんの退職慰労会の席に、先の合同職場会で報告があった人事部扱いになっている二人の組合員がいた。「異動先が提示され三月から新しい職場に移ることになった。」と不安からの解放がありほっとしていた。また、有期社員のHさんもいた。Hさんは一月に五五歳になり定年退職となっている。だが、四月からまた同じ職場で働けるとうれしそう。

昨年九月に会社が「四月から法律にもとづき有期社員の契約を六〇歳までおこなう」と改善を示したことから、四月までに五五歳に到達する有期社員を中心に組合の呼びかけに応じてたたかう。厚木支部で十数人の組合加入となる。そのような盛り上がりを背景にした労使交渉の結果、会社は「四月から再雇用する」といわざるを得なくなって闘いは勝利して終わった。この勝利によりHさんも働きつづけられることになった。良かったねと言うと「でも上司の人がね」という。世の中は良いことばかりではない。

関連してソニー労組情報誌「ひびき」に載っている有期社員からの投稿文の一部を紹介します。「～このまま組合の人たちばかりに頼っていてはダメ、前進はない、私たちが自ら組合に入ろうよ」と一人が言い出したところ、その場で皆が『入ろう』『入ろう』と次々と手続きをしていきました。いま思い出すと、組合に命を託すという、熱い炎が満ちあふれていたのでしょう。その結果と組合の忍耐強い要求の成果が実り、会社側の態度も変り、前倒しはできないが十四名については四月より再雇用をすると回答がありました。組合の人とうれし泣きをした事が今でも思い出されます。この事は、一生忘れる事は出来ません。今は自宅待機をしておりますが、四月よりソニーでまた働く事が出来る喜びは、何ものにも代えがたい喜びです。これからは組合に恩返しをする番です。組合の一員として頑張ってゆきます。」

三月九日に一人の組合加入者があった。Fさんはあと一年ちょっとで六〇歳定年。出向先で四月から移動転籍してくれと突然いわれて組合に入ることを決めたという。あと一年今の職場に居たい、という気持ちはそれだけ強かった。少数第一組合にとって組合加入者があることはとてもうれしいこと。加入者の多くは会社からのリストラ攻撃を受けた後に駆け込む。労働組合の存在を感じさせるときである。

（東　健治）

◇編集部だより◇

▽参院選投票日は七月一二日、本誌の発送は九日の予定。結果が分かる前に、第七〇九号がお手元に届いているかと思います。参院選のポイントを整理しました。選挙結果の総括にお役だてていただければ嬉しい。▽金融監督庁、受け皿銀行が発足しました。しかし、これで不良債権問題にカタがつくとは思われません。監督庁の要員は総勢四〇一人、検査要員は百にもみちません。アメリカは総勢四万二三六六人、うち検査要員は六六二四人、州銀行局要員を加えれば実に九二九〇人にも達するのです。とりあえずは都銀、長銀、信託一九銀行を監査するとか。不良債権の中味についてたった百人足らずでどこまで可能かということです。▽暑い、とにかく暑い。ご自愛を！

高齢者いじめの介護保険制度

昨年の十二月介護保険法が成立し、二〇〇〇年四月から介護保険制度が発足します。しかし、介護保険制度創設に対する疑問は何一つ解決されていません。なぜ税法式でなく保険方式なのか。認定基準はどうなるのか、具体的サービスは受けられるのか、保険料はどうなるのかすべて疑問だらけです。

福祉政策の根本的転換

これまで、高齢者の福祉、介護は税金（公費）で賄われてきました。財政赤字を理由に、今度は保険料を国民から徴収し、福祉、介護を行おうとするもので、これまでの福祉政策を根本的に転換するものです。

保険制度では、原則として保険料を払った人だけにサービス（介護）を受ける権利が生まれ、保険料を払えない人は、保険の対象外となるのは他の保険と同じです。しかし、福祉は、保険料や税金を払えない低所得者にこそ手をさしのべるものです。

税金は本来国民の福祉にこそ最優先に使うべきで、無駄な公共事業や防衛費、米軍への思いやり予算、さらにはずさんな経営の結果破綻した金融機関には湯水のごとく税金をつぎ込む一方で新たに保険料を徴収し福祉の財源を確保しようとするのは本末転倒であり、許されないことです。

保険料は全額年金から徴収

保険の加入者は四〇歳以上で、保険料は収入に関係なく定額で、当初一人月額二五〇〇円とされていますが、すぐに値上げが予想されます。収入に関係ない定額の保険料は、消費税以上に逆進性の強いものです。

医療保険加入者の保険料は医療保険の保険料に上乗せして徴収され、保険料の半分が企業や国の負担になりますが、六五才以上の高齢者は全額自己負担で年金から天引きされ、二人の高齢者世帯では、月額五〇〇〇円となります。

直接命に関わる国民健康保険でさえ保険料を払えず保険証を取り上げられる長期滞納者が全国で四五万人います。これに介護保険料が上乗せされればさらに滞納者が増え、もっとも介護を必要とする低所得者、高齢者が介護を受けられないという状況が発生することが予想されます。

保険料未納者に対するペナルティは厳しく定められ、過去の未納期間に応じて本来一割の利用料の自己負担を三割にさせられたり、サービスを受けている間に滞納すれば現金払いとされたりします。

そして、本当に介護が必要になると保険料だけでなく最高ランクの場合二万九千円が本人負担となり、年金だけに頼る高齢者世帯にとってはとても払い切れない額となります。

六五歳以上の高齢者世帯のうち年収一〇〇万円以下の世帯は約一七%、九四万世帯を占めていますが、現行の福祉制度ではこうした低所得者が介護サービスを受ける場合、無料ないし低額ですので、介護保険の導入によってこれらの世帯にとっては逆に大幅な負担増

となってしまいます。

介護保険制度は高齢者のための制度と宣伝されていますが、逆に高齢者の生活を圧迫し、高齢者いじめの制度と言われるゆえんです。

高齢者の自立に逆行

介護保険制度は、保険証を持っていけば健康保険と同じようにいつでも必要な時に介護サービスを受けられるわけではありません。

介護を受けるためには、介護認定審査会の認定が必要で、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かどうか、認定は、第一次で七三項目の本人調査票に基づきコンピュータで処理を行い、第二次で専門家の意見を加味して、介護の必要度を六段階で認定することになっています。この認定作業に時間がかかり、また、介護費用をできるだけ減らそうとすれば、認定は厳しくならざるをえなくなり、「いつでも必要な時」介護サービスが受けられないことになります。九五年に介護保険を導入したドイツでは、九五年末までに認定処理した一七八万件のうち約三〇%の五〇万件が要介護に該当せずと却下され、八万件以上の異議申立が行われました。しかも、六段階の認定は、生活管理能力や身体的な項目に分けられているため、徘徊や暴力など体が動き、より手間のかかる老人の方が認定が逆に軽くなってしまうことや、介護認定は寝たきりなど重くなるほど受けられるサービスが増えるために、無理やりに寝たきりにするなど、かえって自立支援の努力に逆行することになってしまいます。

一〇〇万人以上が介護を受けられない

さらに「保険あって介護なし」と言われているように、現状のサービス水準や新ゴールドプランの達成率から見て、保険料は国民から取っておきながら介護サービス受けられないというまさに国民だましに等しい内容です。

介護を要する高齢者は二〇〇〇年で二八〇万人、二〇一〇年で四〇〇万人になると予測されていますが、仮に新ゴールドプラン（老人保険福祉計画）が九九年に一〇〇%達成されたとしても、介護を受けられるのは、施設サービス六七万人、在宅サービス五一万人など一二八万人で、一〇〇万人以上の要介護者が介護サービスを受けられません。

ドイツでは、公的なサービス体制の不足を補うために、民間の福祉サービス会社がどんどん設立され、サービスの供給主体は民間会社になっています。

会社設立のための特別な基準もなくサービス内容の点検もなく、会社の利潤確保のため、パートのヘルパーが低賃金で一人で一日で一〇人もの老人の世話をしている実態などもあります。

なぜ賛成したのか明確にせよ

法案が成立した一二月八日付けの日経新聞は、介護保険法案に賛成した国会議員は、次の選挙でなぜ賛成したのか明確にし、国民の審判を仰ぐべきである。「介護費用が増えていくからでは厚生省の官僚答弁をそのままで、何兆円もの負担増を国民に強制する理由にならない。負担増の前になすべき手をすべて打ったのか、税ではなく保険方式を選択した

根拠は何なのか。その説明ができなければ再選の資格はない。警察や消防と同様、介護は税金で賄うという現在の措置制度は、地味だが着実に根づいている。増大する費用を工面するため土木費の削減、返上に踏み切った福祉自治体もある。措置制度はいわば社会の善意であり、介護現場で働く人々のやりがいにもなってきた。自治体財政を歳出、歳入両面で国ががんじがらめに縛っておいて、福祉財源に回る分が足りないから介護保険というのでは安易すぎる。しかも保険料がいくらになるのかすら明示していない法案なのだ。二〇〇〇年四月、保険料の徴収とサービスの給付が始まってから国民は介護保険の実態を知ることになる。なぜ世界中で実施しているのがドイツ一国で、福祉先進国といわれる北欧諸国ですら採用していないかがわかる。長い目で見て、介護保険は失敗の可能性がつきまとう社会保証の実験である」と述べている。

当初から、介護保険制度創設そのものに反対してきたのは、新社会だけです（共産党は保険と公費を組み合わせる修正案）。これからも「福祉は保険でなく税金で」と主張し続けます。

（浦田　秀夫）

マルクスとヘルダーリン

さきに本誌に掲載された「共産党宣言」一五〇周年の一文を、私の親しい独文学者に送ったところ、丁寧に読んでくれて、文章の最後に引用した「ひとりひとりの自由が、すべてのひとびとの自由な発展にとっての条件となるような一つの共同体」という言葉に着目し、ヘルダーリン（一七七〇～一八四三）の「すべての禍の根」というつぎの二行詩の訳文を届けてくれた。

「すべてがひとつに結ばれることはこの上なくよい。一体どこから人々のあいだにただひとりの者、ただひとつのものがあればよい、という病患がでてきたのだろうか」

その実生活は悲劇的だったが、今日ではゲーテと並ぶドイツ叙情詩人とみなされ、ギリシャ民族に人類の理想像をみたヘルダーリンの詩に、「宣言」のみぎの言葉をかさねてみたい気持ちにかられるのは、たしかにかれだけではあるまい。

「おとなは二度と子供になれない…人類がもっとも美しく発育するその歴史的幼年期、なぜ、それは、二度と帰ってはこない段階として、永遠の魅力をあたえてはならないのだろうか?…ギリシャ人は正常な子供だった。彼らの芸術がわれわれにたいしてもつ魅力は、この芸術がそのうえで成長した未発達な社会段階と矛盾するものではない。彼らの芸術は、むしろ、この未発達な社会段階の結果なのである。また、むしろ、かの芸術がそのもとでのみ発生した未熟な社会諸条件がふたたび帰ってくることはけっしてありえないということと、不可分に関連しているのである」（マルクス『経済学批判』への序説）というマルクスの示唆は、ますますその感をつよめる。人類は子供には帰れないが、より高次な段階で、子どものもっていた永遠の魅力に回帰しうるのである。

私の友人は、トーマス・マンが、どこかで「もしマルクスがヘンダーリンを読んでいたら」とのべていたともしるし、しかし、二〇世紀初頭になって全貌がようやく明らかになったヘルダーリンのことだから、そのようなことは実際にはありえまいと、つけくわえている。

（近江谷　左馬之介）

◇読者からのおたより◇

全面降伏なんてとんでもない！　「五・二八判決」に対しマスコミや政界筋、JR西日本、JR総連などからは、国労に対し運動方針の転換を迫る発言がされており、改革法の理念を承認した上で、政府主導による政治的解決が図られるべきだとしている。これらは国労に対し、全面降伏を認め、泣き付くなら、何とかしてやるの意味である。（北海道・K）

編集部より　前号「巻頭言」の千葉真貴子さんの報告が国労闘争団の現在の気持ち。彼女らとの連帯・共闘の輪を広げて下さい。

暴力はごめんだ　五月十一日付（産経新聞）に駅員の暴力が載せられていた。JRの東京、八王子、横浜三支社のまとめによると、昨年四月から今年三月までの一年間に駅員や乗務員が客から暴力行を受けたのは百八十三件。負傷した事件は、八年度八十一件と前年に比べ急増している。多くは二十二時から終車時までの時間帯。ホームと改札口で全体の八割。①終着駅で寝ていた客に案内したとき、②車内やホームでケンカの仲裁に入ったとき、③客が改札口で精算しているときなどのケースが多い。鉄道各社もきちんとした対策をたてる時期だ。（私鉄労働者・K）

編集部より　JR中野駅「高橋労災認定闘争」は三年間にわたる粘り強い職場からのたたかいで勝利しました。次のおたよりをごらん下さい。

身体は元にもどらない　高橋義雄さんは、一九九五年十月、「第三者加害」（乗客による暴行行為）によって脳梗塞で倒れました。しかし、JR会社は目撃者もいないこと等を理由に「事業主証明」を拒否したため、私傷病扱いで療養生活を行わざるを得ませんでした。国労八王子支部は、該当の中野駅分会や東部地区協議会と協議し、また弁護士とも相談の上、労基署に対し労災申請を行うこととし、支部に「労災対策委員会」を設置し認定闘争を取り組んできたところです。取り組むにあたっては、本人や家族の生活を守ることのみならず、JRの職場環境を問題にし、二度とこのような労働災害を発生させない労働条件の確立を目指すこと基本に据えてきました。また、JR会社の第三者加害発生時の対応の悪さなども指摘してきたところです。

結果として、労基署の正しい判断が示され労災認定されましたが、高橋さんの身体は元には戻りません。こうした状況を思うにつけ、二度とこのような労働災害の発生しない労働条件や職場環境の改善に、国鉄労働組合として全力で取り組まなければならないと痛感しているところです。リハビリを含め闘病生活が続きます。（国労・八王子）

市議選に始動　エッ！？と思って、よく聞いてみると、Sさんのお兄さんは、私の長男（開郎）の友達のお父さんでした。その上、私と同じ松海が丘の住人とは驚きました。また、私の先輩の小林進さんの知人Tさんの息子さんが、女房の知り合いであったりと、まったく世間は狭いと思わされ、不思議だったり、感心させられたり。またまた、同じ高柳町出身というだけで、初対面にもかかわらず数人の方から、さっそく紹介者を上げていただきました。感謝の気持ちでいっぱいです。こうしたご支援を心の糧に、まずは地元と市内の一巡に励んでいます。（新潟・小林義昭）

編集部より　私の友人・小林義昭さんが来年の市議選に挑戦します。新潟市会です。新潟市に友人・知人のいらっしゃる方は左記にご連絡を。

新潟市白山浦一—六一四、TEL〇二五—二三〇—七〇〇六、小林よしあき事務所。

警備費に九〇億円　五月二九日より局周辺の警備とわが三和局にも一人配置。一日中局の前に椅子を持っていき座っていることが多い。大変な仕事である（体は楽ではあるが）。全国郵便局約二万五千局、五月から八月までの三ヶ月やるそうです。一人人件費一ヶ月十二万円、全国警備員に支払われる給与三〇億円、三ヶ月で九〇億円。郵政職員三〇万人として、今年の春闘のベースアップが数千円。三〇億円の金を職員に廻せば、三万円の賃上げになる。バカにするな！全国郵便局で強盗に入られて一ヶ月、三～五億円取られても人件費に比べれば黒字である。税金のムダ使いとしか思えない。こんな事思っているのは私だけでしょうか。（日刊ちゅうたん・六・十五より）

編集部より　これと同じことがJR東でもおこなわれています。駅員がいなくなり自殺（飛び込み）がふえ、電車は毎日ベタ遅れ。これに警備員を投入。三ケタの億にはなるそうです。

拡大とご送金のお願い　働く者の情報交流誌として二十一年、社会通信はその実績を活かし頑張ってまいります。拡大して戴きますことお願いいたします。ご住所等連絡いただけば見本誌送ります。